

平成29年度

嘉麻市人事行政の運営等の状況の公表

嘉麻市人事秘書課

嘉麻市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、次のとおり公表します。

1 職員の採用・退職及び職員数の状況

(1) 採用者数及び退職者数の状況（平成28年度退職者数及び平成29年度採用者数）

（単位：人）

区 分	退職者数				採用者数		
	定年	勸奨	その他	合計	大学卒	短大・高校卒	合計
一般職員	6	7	5	18	9	1	10
技能労務職員	3			3			
合 計	9	7	5	21	9	1	10

- (注) 1 技能労務職員とは、自動車運転手、調理員、用務員等をいいます。
 2 退職者数の「その他」とは、自己都合、死亡、免職等による退職です。
 3 職員の再任用並びに再任用の任期満了及び任期更新を除いています。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（単位：人）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		H29.4.1	H28.4.1			
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議 会	5	5	0	
		総 務	92	91	1	地域活性化対応等業務量増による増
		税 務	19	19	0	
		民 生	117	119	△2	欠員不補充に伴う減
		衛 生	30	33	△3	民間委託に伴う減
		労 働	0	0	0	
		農林水産	18	19	△1	再任用職員振替に伴う減
		商 工	7	6	1	
		土 木	30	32	△2	欠員不補充に伴う減
	計	318	324	△6	〈参考〉 人口 10,000 人当たり職員数 80.58 人 (類似団体の人口 10,000 人当たり職員数 71.26 人)	
	教育部門	52	55	△3	欠員不補充による減	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	370	379	△9	〈参考〉 人口 10,000 人当たり職員数 93.76 人 (類似団体の人口 10,000 人当たり職員数 91.10 人)	
会計 部門 公営 企業 等	水 道	15	16	△1	業務見直しによる減	
	国保・介護	21	20	1	業務見直しによる増	
	小 計	36	36	0		
合 計		406 [510]	415 [510]	△9	人口 10,000 人当たり職員数 102.88 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。

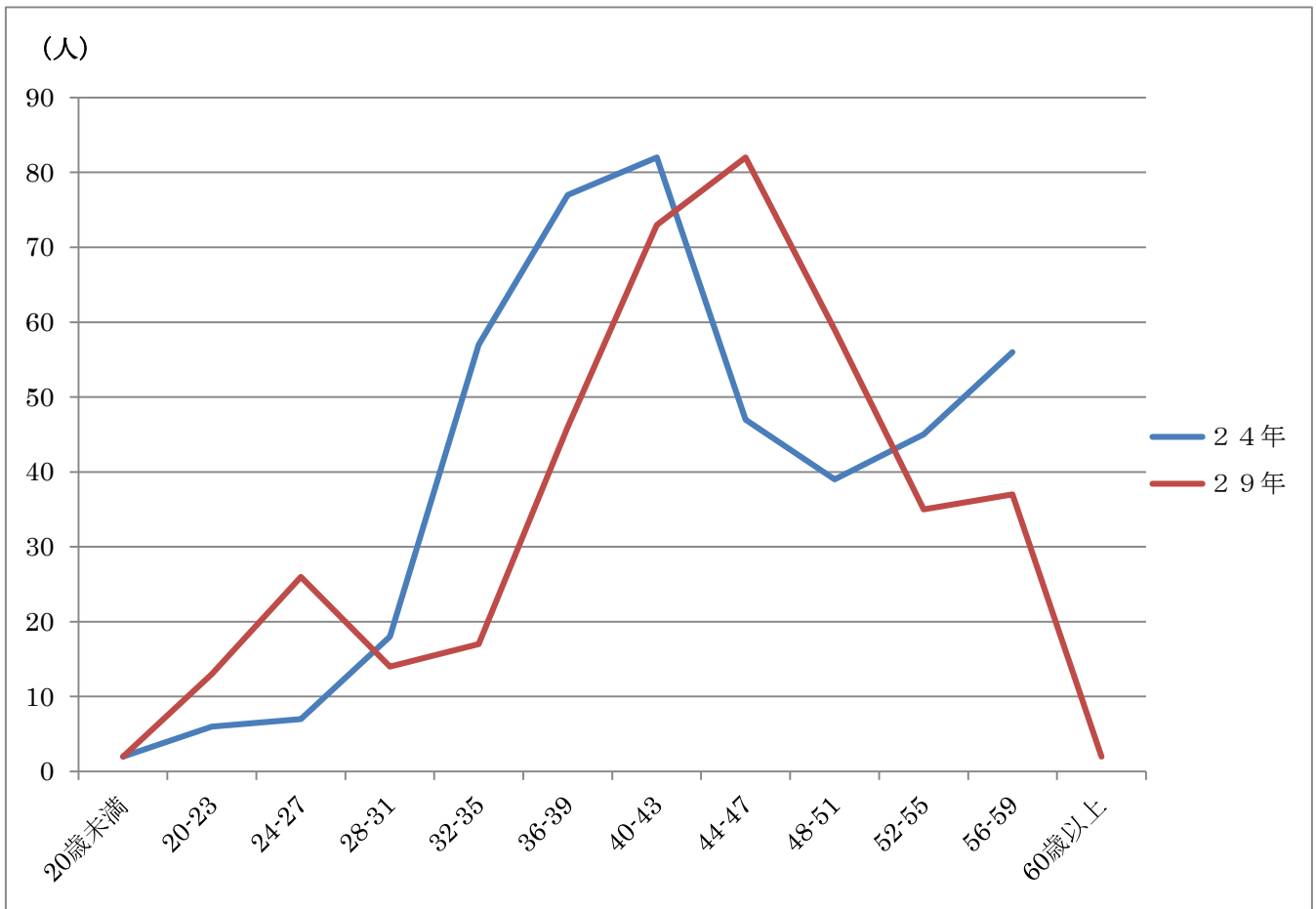
(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)	
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年		
一般行政	328	324	328	327	324	318	△10	△3.0%
教育	66	65	59	57	55	52	△14	△21.2%
消防	0	0	0	0	0	0	0	0%
普通会計計	394	389	387	384	379	370	△24	△6.1%
公営企業等会計計	43	41	42	40	36	36	△7	△16.3%
総合計	437	430	429	424	415	406	△31	△7.1%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

(4) 年齢別職員構成の状況 平成29年4月1日現在



(単位：人)

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	合計
職員数	2	13	26	14	17	46	73	82	59	35	37	2	406

2 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の 人件費率
28年度	39,462人	25,744,110千円	821,181千円	3,531,590千円	13.7%	14.2%

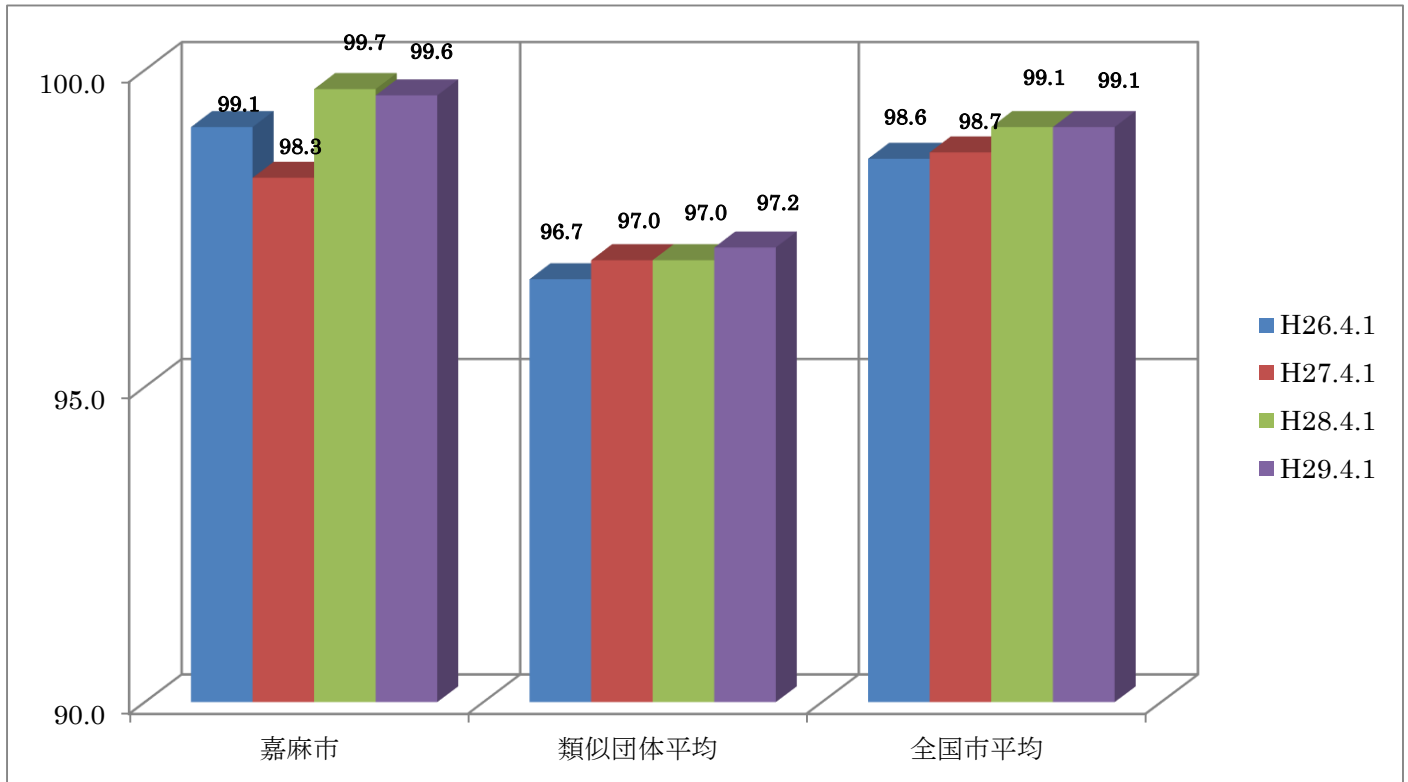
- (注) 1 普通会計とは、一般会計に住宅新築資金等貸付事業特別会計を合算したものです。
2 人件費には、特別職に支給される給与、報酬等を含みます。

② 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 1人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手 当	計 B		
28年度	370人	1,517,230千円	243,850千円	582,336千円	2,343,416千円	6,334千円	5,761千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員は含んでいません。

③ ラスパイレス指数の状況（平成29年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数

(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

④ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

○給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容) 一般職給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については据置きとし、高齢者層については最大4%引下げ。激変緩和のため、平成31年3月31日までの経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表についても、一般職給料表との均衡を踏まえ見直しを実施。

○その他の見直しの内容

管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

⑤ 特記事項

平成19年4月1日から、市の厳しい財政状況を踏まえ、管理職手当について特例で20%の減額を実施。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

○ 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
嘉麻市	42.7歳	329,300円	394,800円	352,538円
福岡県	43.2歳	330,600円	418,756円	368,978円
国	43.6歳	330,531円	—	410,719円
類似団体	42.3歳	313,224円	367,061円	339,071円

○ 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
嘉麻市	50.4歳	345,000円	375,500円	359,625円
うち学校給食職員	51.4歳	356,700円	380,955円	369,373円
うち清掃職員	49.3歳	333,200円	372,250円	357,467円
うち用務員	48.1歳	321,000円	336,700円	330,000円
福岡県	55.3歳	330,000円	380,549円	356,671円
国	50.6歳	286,333円	—	328,360円
類似団体	50.7歳	317,226円	339,997円	329,560円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

② 職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区分		嘉麻市	福岡県	国
一般行政職	大学卒	178,200円	184,800円	178,200円
	高校卒	150,500円	150,500円	146,100円
技能労務職	高校卒	143,500円	—円	—円
	中学卒	131,700円	—円	—円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成29年4月1日現在）

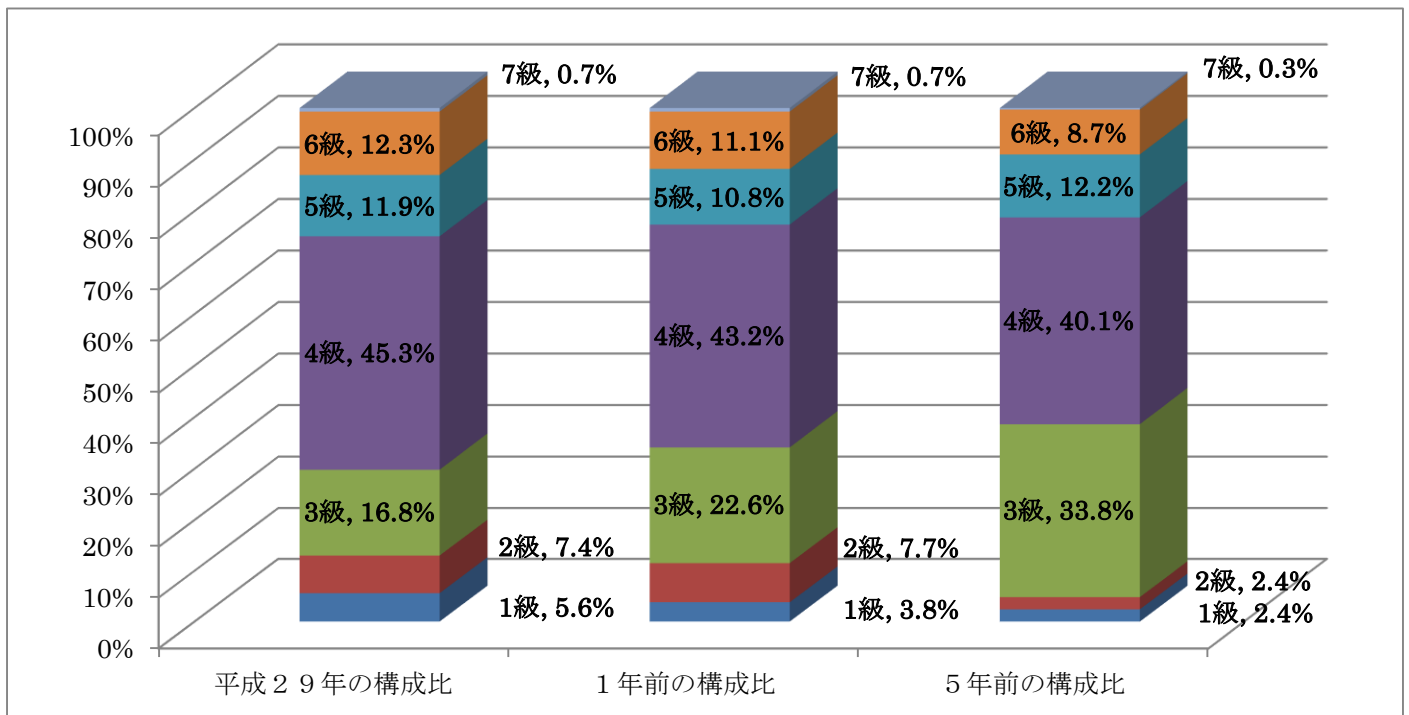
区分		経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一般行政職	大学卒	245,400円	328,200円	365,900円	386,600円
	高校卒	—円	292,100円	342,100円	364,000円
技能労務職	高校卒	—円	—円	317,500円	—円
	中学卒	—円	—円	—円	—円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	16人	5.6%	142,600円	247,100円
2級	主任主事	21人	7.4%	192,700円	303,800円
3級	主任	48人	16.8%	228,900円	349,600円
4級	係長(59)、主査(70)	129人	45.3%	262,000円	387,900円
5級	課長補佐(26)、局長補佐(1)、 参事補佐(4)、統括主査(3)	34人	11.9%	288,000円	397,100円
6級	課長(24)、福祉事務所長(1)、 技監(1)、参事(6)、局長(2)、 会計管理者(1)	35人	12.3%	318,500円	412,100円
7級	総合調整監	2人	0.7%	362,300円	444,500円

- (注) 1 嘉麻市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



② 昇給への人事評価の活用状況

平成30年4月1日

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

嘉麻市	福岡県	国
1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,486千円	1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,607千円	—
(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.70月分 (0.80)月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.70月分 (0.80)月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.70月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

平成30年度から実施

② 退職手当（平成29年4月1日現在）

嘉麻市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~20%加算 1人当たり平均支給額 555千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~45%加算 1人当たり平均支給額 18,010千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）	287千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	286,920円
支給対象	支給率 支給対象職員数 国の制度（支給率）
一般職の職員の給与に関する法律第11条の3に定める地域に在勤する職員	10% 1人 10%

④特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）		0千円	
手当の種類（手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績（平成26年度決算）	左記職員に対する支給単価
危険手当	感染症患者及び周辺の消毒に従事する職員	0千円	1件当たり 500円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人取扱作業職員	0千円	1件当たり 3,000円

⑤時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	126,067千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	442千円
支給実績（平成27年度決算）	127,897千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	467千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

⑥その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成27年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）
扶養手当	1. 配偶者 10,000円 2. 配偶者以外1人につき 満22歳の年度末までの子 8,000円 上記以外の方 6,500円 (配偶者がいない場合はそのうち1人について10,000円(子)・9,000円(子以外)) 3. 満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算	同		39,835千円	208,560円
住居手当	1. 借家、借間居住者 27,000円を限度に支給	同		26,625千円	268,939円
通勤手当	1. 交通機関利用者 運賃相当額 最高55,000円 2. 自動車等使用者 片道2km以上 2,000円 ～最高31,600円	同		27,420千円	78,567円
管理職手当	1. 総合調整監 給料月額×100分の12 2. 福祉事務所長 給料月額×100分の11 3. 課長級 給料月額×100分の10 4. 課長補佐及び室長補佐 給料月額×100分の8 平成19年4月から、それぞれ20%減額	異	定率制 (国は定額制)	22,903千円	327,186円

管理職員 特別勤務手 当	勤務1回につき 1. 7級 8,000円 2. 6級 6,000円 3. 5級 4,000円	同	713千円	— 円
--------------------	---	---	-------	-----

(5) 特別職の報酬等の状況 (平成29年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 長	765,000 円 (850,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副市長	619,200 円 (688,000 円)	950,000 円/592,900 円 781,000 円/546,400 円	
報酬	議 長	391,000 円	510,000 円/298,000 円	
	副議長	348,000 円	455,000 円/265,000 円	
	議 員	329,000 円	430,000 円/243,000 円	
期末手当	市 長 副市長	(平成28年度支給割合) 3.25 月分 (役職加算 20%)		
	議 長 副議長 議 員	(平成28年度支給割合) 3.25 月分 (役職加算 20%)		
退職手当	市 長	(算定方式) 765,000 円×在職月数/12×510/100 毎)	(1期の手当額) 15,606,000 円	(支給時期) 任期満了時 (任期
	副市長	619,200 円×在職月数/12×300/100 毎)	7,430,400 円	任期満了時 (任期

(注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(6) 公営企業(水道事業)職員の状況

① 職員給与費の状況

区分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成27年度の 総費用に占める 職員給与費比率
28年度	597,616千円	126,789千円	143,159千円	24.0%	23.5%

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 1人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手 当	計 B		
28年 度	16人	62,257千円	8,036千円	23,706千円	93,999千円	5,875千円	6,166千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成 28 年 3 月 31 日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
嘉 麻 市	43.1 歳	281,394 円	442,965 円
市町村平均	44.4 歳	343,701 円	513,093 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

○ 期末・勤勉手当

嘉麻市	市町村平均
1 人当たり平均支給額（平成 28 年度） 1,482 千円	1 人当たり平均支給額（平成 28 年度） 1,482 千円
(平成 27 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 退職手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

嘉 麻 市	国
(支給率) 自己都合 勤続 20 年 20.445 月分 勤続 25 年 29.145 月分 勤続 35 年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~20%加算 1 人当たり平均支給額 0 千円	(支給率) 自己都合 勤続 20 年 20.445 月分 勤続 25 年 29.145 月分 勤続 35 年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~45%加算 0 千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 28 年度に退職した職員に支給された平均額です。

○ 地域手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 28 年度決算）			0 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 26 年度決算）			0 円
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	— %	— 人	— %

○ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）		0千円
手当の種類（手当数）		2
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	感染症患者及び周辺の消毒に従事する職員	1件当たり 500円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人取扱作業職員	1件当たり 3,000円

○ 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	2,300千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	164千円
支給実績（平成27年度決算）	4,363千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	291千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成27年決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外金手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

○ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 10,000円 2. 配偶者以外 1人につき 満22歳の年度末までの子 8,000円 上記以外の方 6,500円 (配偶者がいない場合はそのうち1人について10,000円(子)・9,000円(子以外)) 3. 満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算	同		2,132千円	266,519円
住居手当	1. 借家、借間居住者 27,000円を限度に支給	同		1,146千円	286,500円
通勤手当	1. 交通機関利用者 運賃相当額 最高55,000円 2. 自動車等使用者 片道2km以上 2,000円 ～最高31,600円	同		1,485千円	114,231円
管理職手当	1. 局長級 給料月額×100分の10 2. 局長補佐 給料月額×100分の8 平成19年4月から、それぞれ20%減額	異	定率制 (国は定額制)	973千円	486,498円

管理職員 特別勤務 手当	勤務1回につき 1. 7級 8,000円 2. 6級 6,000円 3. 5級 4,000円	同	0千円	0円
--------------------	---	---	-----	----

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等（平成29年4月1日現在）

1日の勤務時間	1日の執務時間の割り振り	
	執務時間	休憩時間
7時間45分	8:30～17:00	12:15～13:00

1週間の勤務時間	週休日・休日
38時間45分	週休日：土曜日・日曜日 休日：祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

(注) 公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要がある職員（保育所、図書館等に勤務する職員）については、上記とは異なります。

(2) 休暇等の概要（平成29年4月1日現在）

区分	内容
年次有給休暇	1年につき最高20日間付与され、前年からの繰越分を含めると最高40日間となります。
病気休暇	負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。
特別休暇	結婚、出産その他特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

(3) 年次有給休暇の取得状況（平成28年1月1日～平成28年12月31日）

総付与日数	総取得日数	平均取得日数	取得率
17,202日	5,404日	12日	31.4%

(4) 介護休暇の取得状況

平成28年度 1名

(5) 育児休業の取得状況（平成27年度の新規承認者）

育児休業とは、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

(単位：人)

区分	取得者数	承認期間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性							
女性	2						2
計	2						2

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成28年度）

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

(単位：人)

処分事由	降給	降任	休職	免職	合計
勤務成績が良くない場合					
心身の故障の場合			10		10
職に必要な的確性を欠く場合		1			1
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
合計		1	10		11

(2) 懲戒処分の状況（平成28年度）

懲戒処分とは、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことです。

(単位：人)

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合			1		
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合					
合計			1		

(3) 職員の服務の状況

職員には服務及び身分上の義務が地方公務員法によって規定されています。主な義務は以下のとおりです。なお、職務専念義務と営利企業等への従事制限については、条例・規則等で定める一定の条件のもと、免除又は許可を行うことができます。

服務及び身分上の義務 (地方公務員法)	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事制限
------------------------	---

5 職員の研修の状況（平成28年度）

区 分		研修名又は概要	受講者数
庁内研修		男女共同参画研修	116人
		面接トレーニング研修	16人
		アサーティブ研修	48人
		人権・同和問題研修	624人
派遣研修	自治大学校	第2部課程	3人
	市町村職員中央研修所	管理職特別セミナー等	6人
	全国市町村国際文化研修所	地方創生の担い手の連携等	4人
	福岡縣市町村職員研修所	法務執務研修等	55人
	日本経営協会	地方公会計財務書類作成の基礎等	31人
	福岡県建設技術情報センター研修	土木施工管理研修等	9人
	その他	社会福祉主事資格認定通信課程等	5人

6 職員の福祉等の状況

(1) 職員の定期健康診断の状況（平成28年度）

区 分	実施日	受診者数
定期健康診断	平成28年8月～12月	406人

(2) 公務災害の発生状況（平成28年度）

区 分		発生件数
公務災害	職務遂行中の負傷	3件
	職務に伴う合理的行為又は準備・後始末中の負傷	
	出張中の負傷	
	レクリエーション参加中の負傷	
	その他の行為中の負傷	
通勤災害		

(3) 職員厚生会の状況

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、嘉麻市職員厚生会を設置し、会員（職員）間相互の親睦、保健、スポーツ振興などの事業を行っています。

区分	内 容																																			
会員数	447人（平成29年4月1日現在）																																			
運営費	会員からの会費及び市からの補助金																																			
会費率	給料月額の4/1000																																			
補助率	会員給料総額の4/1000																																			
運営費収支の状況	平成28年度嘉麻市職員厚生会決算																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">収入</td> <td>会費</td> <td>6,851,926円</td> </tr> <tr> <td>市からの補助金</td> <td>6,841,449円</td> </tr> <tr> <td>給付金</td> <td>5,220,000円</td> </tr> <tr> <td>前年度繰越金</td> <td>4,214,907円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>762円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">収入合計 A</td> <td>23,129,044円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">支出</td> <td>親睦会費</td> <td>513,109円</td> </tr> <tr> <td>各助成金</td> <td>1,538,000円</td> </tr> <tr> <td>給付金</td> <td>5,343,984円</td> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td>11,950,932円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,326,617円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">支出合計 B</td> <td>20,672,642円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">収支差引き（翌年度繰越金） A-B</td> <td>2,456,402円</td> </tr> </tbody> </table>	項目		金額	収入	会費	6,851,926円	市からの補助金	6,841,449円	給付金	5,220,000円	前年度繰越金	4,214,907円	その他	762円	収入合計 A		23,129,044円	支出	親睦会費	513,109円	各助成金	1,538,000円	給付金	5,343,984円	負担金	11,950,932円	その他	1,326,617円	支出合計 B		20,672,642円	収支差引き（翌年度繰越金） A-B		2,456,402円
	項目		金額																																	
	収入	会費	6,851,926円																																	
		市からの補助金	6,841,449円																																	
		給付金	5,220,000円																																	
		前年度繰越金	4,214,907円																																	
		その他	762円																																	
	収入合計 A		23,129,044円																																	
	支出	親睦会費	513,109円																																	
		各助成金	1,538,000円																																	
給付金		5,343,984円																																		
負担金		11,950,932円																																		
その他		1,326,617円																																		
支出合計 B		20,672,642円																																		
収支差引き（翌年度繰越金） A-B		2,456,402円																																		
○親睦会																																				
○レクリエーション助成																																				
○スポーツサークル等助成																																				
○慶弔等給付金																																				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 結婚祝金 60,000円又は30,000円 ・ 退職記念品料 5,000円～100,000円 ・ 出産祝金 30,000円 ・ 入学祝金 20,000円又は10,000円 ・ 死亡弔慰金 20,000円～500,000円 ・ 入院見舞金 50,000円又は20,000円 ・ 銀婚祝金 60,000円 ・ 無給会員給付金 1月：100,000円 ・ 育児休業援助金 1～6ヶ月：40,000円/月、7ヶ月以降20,000円/月 ・ 介護休業援助金 1日：4,000円 ・ 勤続祝金 10,000円～30,000円 ・ 無受給会員特別給付 10,000円 ・ 還暦、長寿祝金 10,000円・20,000円・30,000円 																																				
主な事業																																				

7 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他勤務条件に関して、市当局から適当な措置がとられるよう、公平委員会に要求することができます。

平成29年度における措置要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒処分など、その意に反する処分を受けた場合には、公平委員会に不服申立てができます。

(単位：件)

区分		係属件数			処理件数							翌年度への繰越 A-B
		前年度からの繰越	当年度提起	計A	却下	取下	打切	棄却	認容		計B	
								処分承認	一部	全部		
分限	降給											
	降任											
	休職											
	免職											
懲戒	戒告											
	減給											
	停職											
	免職											
その他												
計												